



日光市における弁護士活動

栃木県弁護士会 鈴木栄城

1. はじめに

私は釧路での修習を経て、平成20年（2008年）に栃木県日光市で独立開業（即独）しました。私は大学進学までは日光市で育ちましたので、地元で開業したことになります。開業し16年目を迎え、この度、観光地での弁護士についてスポットを当てていただけるとのことですので、これまでの経験を踏まえてお伝えできればと考えています。

2. 地域の状況

日光市は県土の22.6%を占め、面積でいえば全国3位の広大な市です。これは、旧日光市、旧今市市、旧藤原町、旧足尾町、旧栗山村が合併した結果になります。

日光市は、日本有数の観光地として、世界遺産である日光の社寺（東照宮・輪王寺・二荒山神社）をはじめ、男体山、中禅寺湖、華嚴の滝、いろは坂の紅葉、鬼怒川温泉をはじめとする温泉街、足尾銅山など、ここでは挙げきれないほどたくさんの観光名所があります。多くの方が一度は日光市に来たことがあるのではないのでしょうか。最近では、外国人観光客も多く訪れており、正に国際的な観光名所となっているように感じます。

私が開業した当初、日光市は9万人を超える人口であったにもかかわらず、法律事務所がない状態となっており、市民に対する法的サービスが極めて不十分な

状況にあったといえます。現在においても、法律事務所は当事務所のみであり、弁護士数も私を含めて2名しかいませんので、現在においても十分な法的サービスがなされているとは言い難い状況であると感じます。

当事務所は、一番人口の多かった旧今市市の場所にありますが、旧足尾町の方や旧栗山村の方は、当事務所まで1時間ほどの時間をかけて来所されます。これまで宇都宮市まで2時間かけて法律相談に行っていたのに、今では1時間で法律相談が受けられると、逆に感謝の気持ちを伝えていただくことが多くあります。

3. 業務の状況

日光市は栃木県の宇都宮本庁管轄ですが、本庁まで片道45分程度の時間を要します。移動にかかる負担というのは、最寄りの裁判所から離れた場所に事務所を構えている先生方に共通するものだと思います。ただ、近時は、WEB期日も積極的に活用されており、移動の負担はかなり減少しています。

刑事弁護については、待機日が定められており、その待機日に来た事件を処理することになるので、宇都宮管轄所在の他の弁護士と受任件数は変わらないと思います。

上述のとおり、日光市内唯一の法律事務所となりますので、日光市内における法的サービスの多くを当事務所で行うことが多くなっています。たとえば、市内の無料法律相談関係は、ほとんどが当事務所で担当しているものになります。市民からの相談もあります



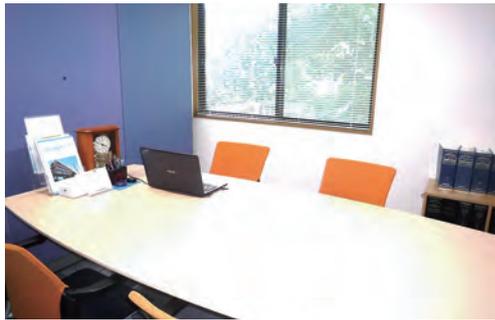
男体山と中禅寺湖



華嚴の滝



龍頭の滝



相談室

し、行政（日光市）からの相談もあります。

日光市には鬼怒川温泉をはじめ多くの温泉街があります。諸事情で温泉街に流れ着いてきた人も多くいます。そういった方は、DV被害であったり、多額の負債を抱えていたりすることが多く、そういった方のサポートをすることも多くあります。

また、宿泊施設が多いため、たとえば、予約した客が来ない、いわゆる No-show の相談をはじめとして、宿泊関係の相談が一定程度あります。特徴的なところでは、温泉権に関する相談がくることもあります。

そのほかにも、これは全国共通の問題ですが、空き家に関する問題も横たわっています。特に日光市では、温泉街にある何件もの大型旅館・ホテルが廃墟となっており、防犯上、景観上の問題として今後解決していかなければならない問題となっています。こういった地域の問題は、私も携わって、行政及び地域住民と協力して解決に向けて進めているところです。

4. 日常生活

日光市は私の地元ではありましたが、開業の際は、十数年ぶりに戻ってきたので、知り合いという知り合いがあまりいない状況でした。開業当初は、無我夢中で仕事に取り組んでいたのですが、余裕がありませんでしたが、ある程度仕事安定してきたことをきっかけに、地域との交流を深める活動を積極的に行うようになりました。すると、弁護士業務にとって必要な様々な分野の方と連携することができるようになり、業務の幅がぐっと広がりました。たとえば、不動産業者の方、建築・解体業者関係の方、測量士の方、林業の方、行政の方などと親しくなることで、業務の連携が遠慮なく行えるようになり、業務を行う上での悩みも減少しました。

日常としても地域の方との交流をすることで、弁護

士業務とは離れた話題に触れることができ、心身のリフレッシュにもつながっています。どうしても弁護士という一般の方には堅いイメージがあるようですが、一人の人間としてお付き合いをすれば、弁護士といっても様々だということに気付いていただけます。

その甲斐あってか、来年度には日光商工会議所青年部の会長を拝命する予定となっています。これも地域の皆様に認めていただいた証拠だと思って、一生懸命取り組みたいと考えています。

5. 問題点等

弁護士過疎地域では皆さん同じだと思いますが、利益相反については気をつけるようにしています。それだけでなく、上述のとおり私も弁護士活動16年目を迎えており、これだけ長い間地域で活動していると、以前の依頼者が相手方であったり、知り合いが相手方であったりということが頻繁に生じます。そうになると、弁護士倫理上の問題が生じかねない場合はもちろん、弁護士倫理上の問題がなくとも、職務の性質上相談を受けるべきか否か、依頼を受けるべきか否かということも考えなくてはなりません。

もう一つ、国選刑事弁護の接見について、遠距離接見手当は宇都宮簡易裁判所から直線距離で25km以上離れていないと支給されませんが、管轄内でその要件に該当する場所は、日光市内の警察署のみです。つまり、私は、最寄りの日光市内の警察署に接見に行けば遠距離手当が支給され、それ以外の場所（管内には私の事務所から直線距離で30km以上離れている警察署もあります。）では、遠距離接見手当が支給されないのです。いくらなんでもこのような運用は不公平であると考えています。この点については何度も見直しをお願いしましたが、いまだに改善されません。改善されることを切に願います。

6. おわりに

私はこれまでたくさんの方に支えられて弁護士活動を行ってきました。私にとって日光市は地元です。これからも人と人とのつながりを大事にして、弁護士としてこの地域に貢献できるよう、積極的に活動をしてきたいと思います。

皆様、日光市は様々な観光名所がある上、温泉でくつろぐこともできますので、ぜひ足をお運びください。